

第 1 章

宇治市地域福祉計画について



1 計画策定の趣旨

宇治市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画として地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるとともに、他の福祉関係計画と共通する部分の上位に位置付け、総合的に推進するための計画です。

宇治市では、平成16年3月に第1期宇治市地域福祉計画を策定、平成23年3月に第2期宇治市地域福祉計画を策定してきました。それ以降、宇治市地域福祉計画を「住民」、「社会福祉に関する活動を行う人々」、「福祉サービス事業者」、「社会福祉協議会」、「行政」の5者が相互連携・協働して生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることを目指す、福祉のまちづくりの指針として、地域福祉の推進に向けて取り組んでいます。

その中で、平成30年4月1日施行の社会福祉法改正では、近年多様化する地域課題に対応すべく、「支え手」と「受け手」の垣根を越えて、地域住民をはじめとして、専門職や行政等関係機関が連携し、支え合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、市町村地域福祉計画に、各福祉分野に共通して取り組むべき事項及び包括的な支援体制の整備に関する事項を盛り込むこととされました。

さらに、令和3年4月1日施行の社会福祉法改正においては、国及び地方公共団体の地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務とする「重層的支援体制整備事業」に関する事項が定められました。

現行の宇治市地域福祉計画の計画期間が、令和3年度で満了することに伴い、社会福祉法をはじめとする各法令の制定・改正及び現在の社会の状況を踏まえ、現行の計画をより一層の実効性を持った計画とするため、本計画を改定するものです。

また、取組にあたっては、福祉関連部署だけでなく、宇治市社会福祉協議会や宇治市教育委員会、その他関係機関と連携して進めることとしています。

2 計画の期間

計画の期間は、宇治市第6次総合計画と同様に、令和4年度から令和15年度までの12年間とし、6年後に中間評価等の見直しを行います。

2011	2021	2022	2033
平成23年度	令和3年度	令和4年度	令和15年度

宇治市地域福祉計画

第2期計画
11年間【H23(2011)~R3(2021)】

第3期計画
12年間【R4(2022)~R15(2033)】

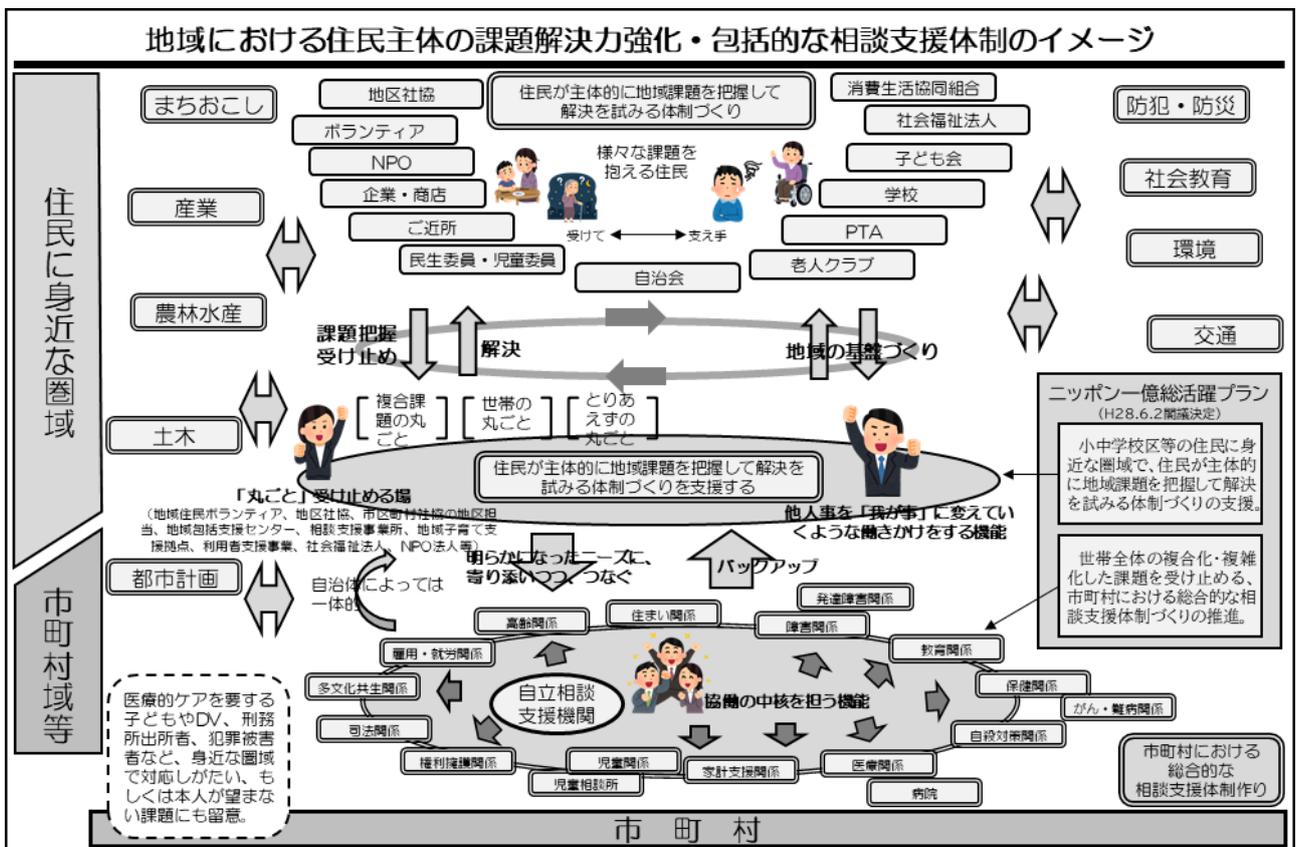
3 社会的背景と国の動向・府の動向

全国的な少子高齢化や世帯の小規模化が進行し、また価値観やライフスタイルが多様化する中で、複合的な生活課題を抱える人が増加しています。令和7年（2025年）にはベビーブームが起きた時期に生まれた世代、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎え、約3人に1人が高齢者になると、その対応が不安視されています。

さらに近年、防災・防疫対策への関心が高まってきています。例えば、平成23年3月に発生した東日本大震災や、近畿圏を中心に南海トラフ地震の今後30年の間に発生するという予測、また毎年のように局地的な豪雨による災害が発生していることなどから、災害に対する住民の危機意識が大きく高まっています。また、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、個人のライフスタイルや価値観・考え方等が変容しており、人と人との関わり方がこれまでと比べて変化してきています。

このような状況の中で、ご近所同士による関わり合い等、地域コミュニティでの助け合い・支え合いの大切さが再認識されています。

国では「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）」において、住民一人ひとりが地域の課題を『我が事』と捉え、人と人、人と資源が世代を超えて『丸ごと』つながることで、地域の住民一人ひとりの暮らしと生きがいをもとにつくっていく社会として「地域共生社会」を実現していく旨が示されました。



※厚生労働省作成資料を参考

<近年の地域福祉に関する国・府の動向>

年	月日	法律、計画等
平成27年 (2015年)	4月1日施行	生活困窮者自立支援法の施行
平成28年 (2016年)	4月1日施行	社会福祉法等の一部を改正する法律の施行
	4月1日施行	自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行
	4月1日施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行
	5月13日施行	成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
	6月2日閣議決定	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定
	6月3日施行	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)の施行
	12月16日施行	部落差別の解消を推進することを目的とし、部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の施行
	12月22日策定	SDGs推進本部において「日本持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定
平成29年 (2017年)	2月8日開催	「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月8日開催)において「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を新たな理念として明確化
	3月24日閣議決定	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定
	7月25日閣議決定	自殺対策基本法の一部を改正する法律(平成28年4月1日施行)に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定
	12月12日通知	地域福祉計画策定ガイドラインの通知
	12月15日閣議決定	再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月14日施行)に基づき、再犯防止推進計画が閣議決定
平成30年 (2018年)	4月1日施行	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行(社会福祉法一部改正)
平成31年 (2019年)	3月策定	第3次京都府地域福祉支援計画の策定
令和3年 (2021年)	4月1日施行	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行
	4月1日施行	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律の施行
	5月12日成立	デジタル改革関連6法案が可決
	5月28日成立	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案が可決

<SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) >

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) とは、2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

国ではまず、平成 28 年 (2016 年) 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定し、令和元年 (2019 年) 12 月には初めて同方針の改定を行いました。

SDGs 実施指針改定版では、これまでの 4 年間における日本の取組の現状分析に基づき、SDGs の 17 のゴールを日本の文脈に即して再構成した 8 つの優先課題と主要原則を改めて提示しました。また、今後の推進体制における日本政府及び各ステークホルダーの役割と連携の必要性について明記しました。

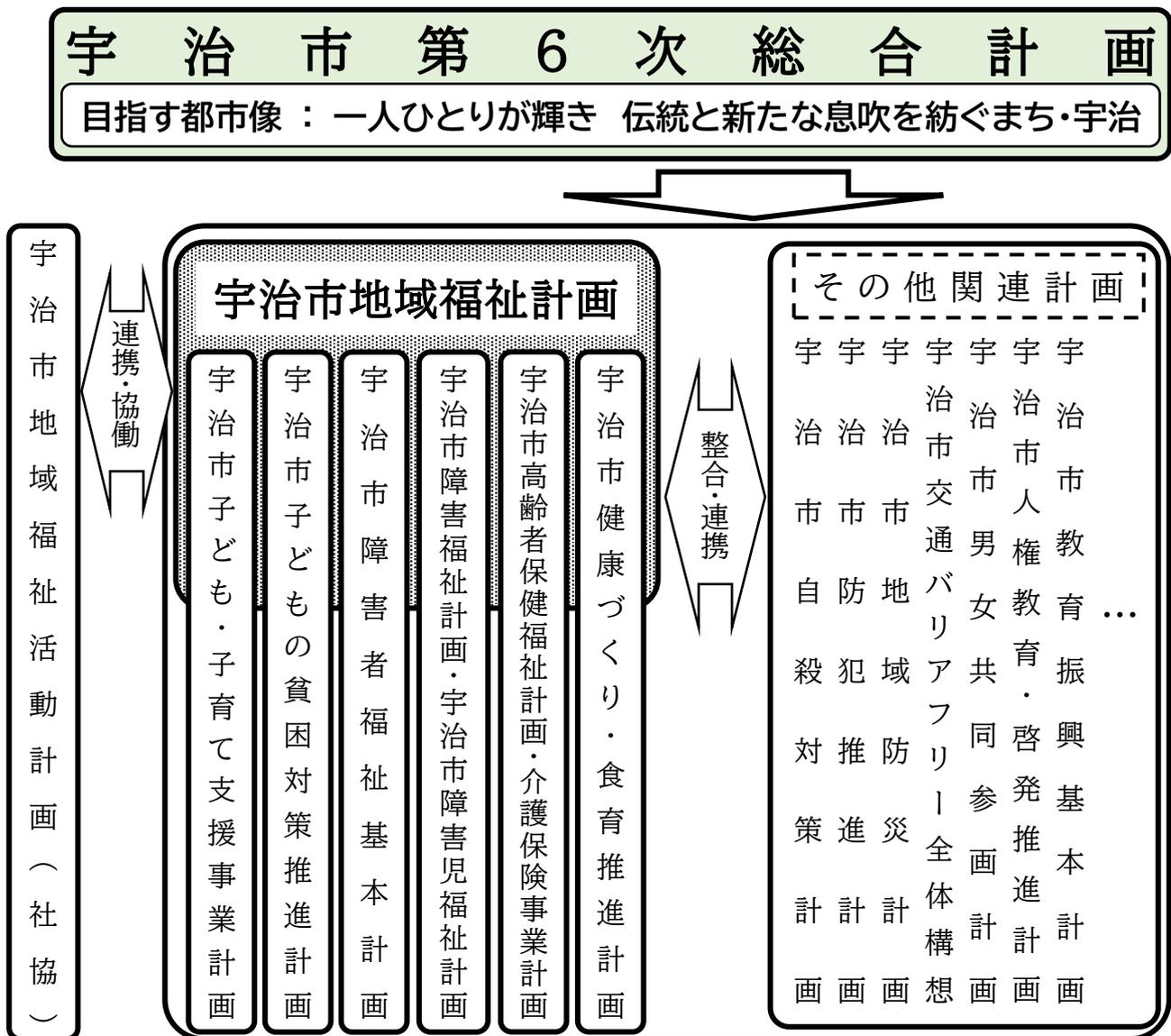
4 計画の位置付けと関連法令等

(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定し、「宇治市総合計画」を上位計画としながら、宇治市関係課にてそれぞれ策定する福祉関連の部門別計画の“上位計画”として位置付けています。また、福祉以外の関連計画とも整合性と連携を図りながら、各分野同士を縦割りではなく横断的なつながりをつくり、共通する課題や制度のはざまにある課題の解決に向けて全庁的に取り組む体制を整備します。

また、本計画は、地域の様々な社会資源とのネットワークを有する宇治市社会福祉協議会が策定する宇治市地域福祉活動計画と緊密な連携・協働の体制により推進します。

<計画の位置付けのイメージ>



(2) 関連法令等

<社会福祉法改正（平成30年（2018年）4月1日施行）>

平成30年4月1日施行の改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画の策定が努力義務とされ、さらに市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が一部追加されました。

また、この改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（法第107条第1項）	
追加	第1号 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
	第2号 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
	第3号 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
	第4号 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
追加	第5号 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

<社会福祉法改正（令和3年（2021年）4月1日施行）>

重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、住民の抱える生活課題の解決に向けた取組や、住民の地域福祉推進のために必要な体制を包括的・重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。重層的支援体制整備事業では、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の分野ごとに分かれている関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととされています。

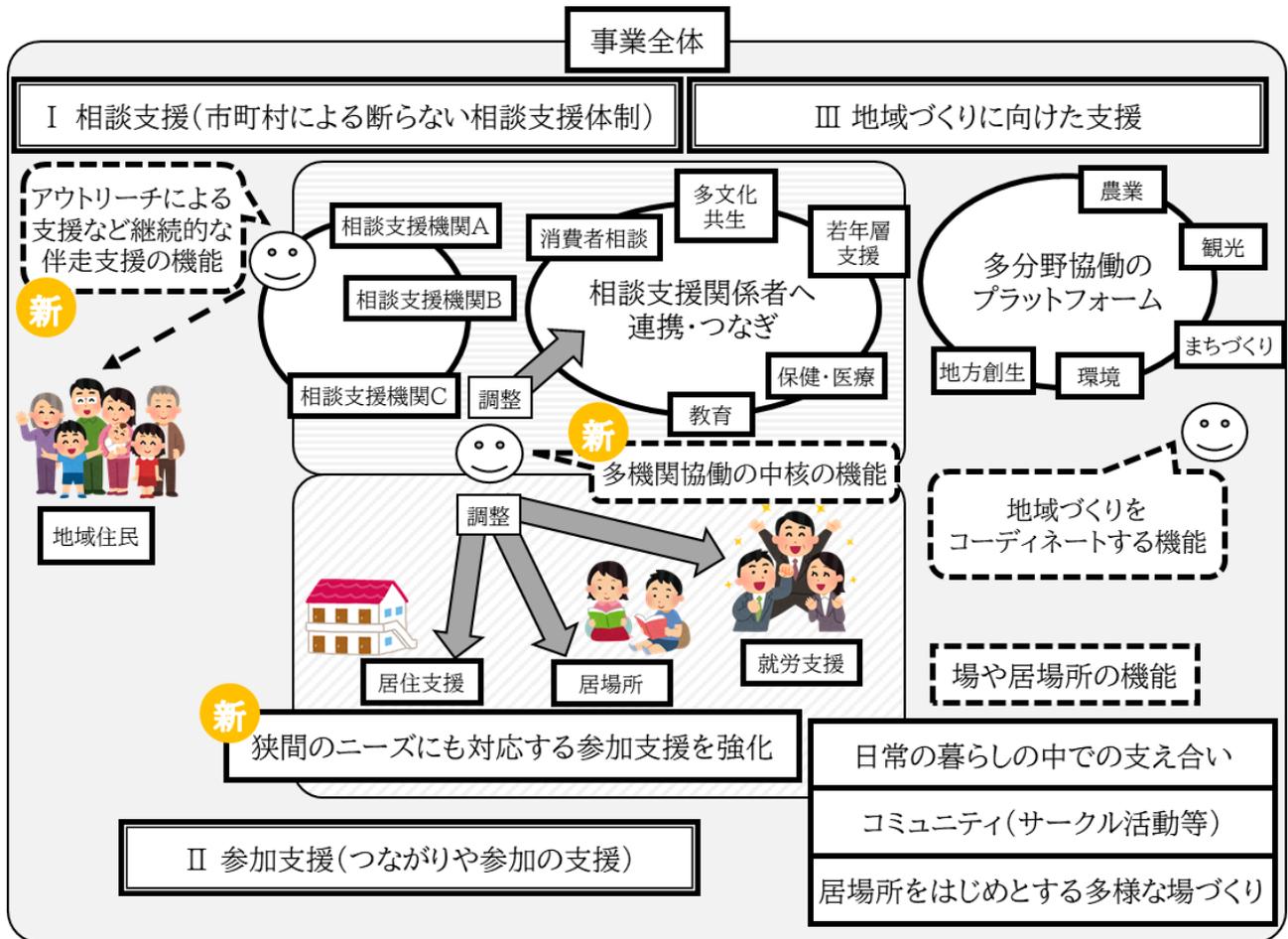
重層的支援体制整備事業における各事業の概要（法第106条の4第2項）	
包括的相談支援事業 （第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 （第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 （第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 （第5号）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

（参照）厚生労働省ホームページ（地域共生社会のポータルサイト）

また、この社会福祉法の改正により、地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加された社会福祉法第107条第1項の一部も改正されました。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項（法第107条第1項）	
第5号	地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

◆地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する新事業の概要（イメージ）



※厚生労働省作成資料を参考

<生活困窮者自立支援法（平成 26 年（2014 年）3 月 27 日付厚生労働省通知）>

生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、生活に困っている方への支援について、必須事業として自立相談支援事業や住居確保給付金のほか、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習支援・生活支援事業等の事業の実施が定められました。それに関連して、下記の事項を地域福祉計画に盛り込むべき事項として通知されました。

生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項	
1	生活困窮者自立支援方策の位置付けと地域福祉施策との連携に関する事項
2	生活困窮者の把握等に関する事項
3	生活困窮者の自立支援に関する事項

<成年後見制度利用促進法（平成 28 年（2016 年）5 月 13 日施行）>

全国的な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加や、障害のある子どもを持つ親世代の高齢化が社会問題となっています。

認知症や知的障害その他精神上的の障害があることにより、財産管理等の日常生活に支障がある方を、地域社会全体で支えることが地域共生社会の実現につながります。そのためには、『日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用』、『成年後見制度の利用』といった地域の権利擁護支援の仕組みを総合的に捉え、その人に最もふさわしい支援を行うことが重要となります。

しかし、それら権利擁護支援の仕組みの一つである『成年後見制度』は多くの方に知られておらず、十分に利用されていない状況にあります。

そこで国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条において、市町村がその区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、「基本的な計画を定めるよう努める」と規定しました。

宇治市では、本計画の取組の中に、成年後見制度利用促進に関する事項を取り入れ、一体的に作成することにより、本計画をもって法に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画とします。

成年後見制度利用促進基本計画として盛り込むべき事項	
1	認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方
2	権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方
3	日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方

（参照）市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き P.23

<人権三法>

・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

部落差別は、我が国固有の重大な人権問題であり、残念ながら、今なお、こうした人々に対する差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがなされるといった事案が発生しています。

そこで部落差別の解消を推進することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）12 月 16 日から施行されました。

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

近年、ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道される等、社会的関心が高まっている上、「平成 26 年 7 月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解」、及び「同年 8 月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解」で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されてきました。

このような情勢の中、「ヘイトスピーチ解消法」が平成 28 年（2016 年）6 月 3 日に施行され、その中で「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しています。

なお、ヘイトスピーチ解消法第 2 条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本邦外出身者に対するものであるか否かを問わず、国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動はあってはならないものです。

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

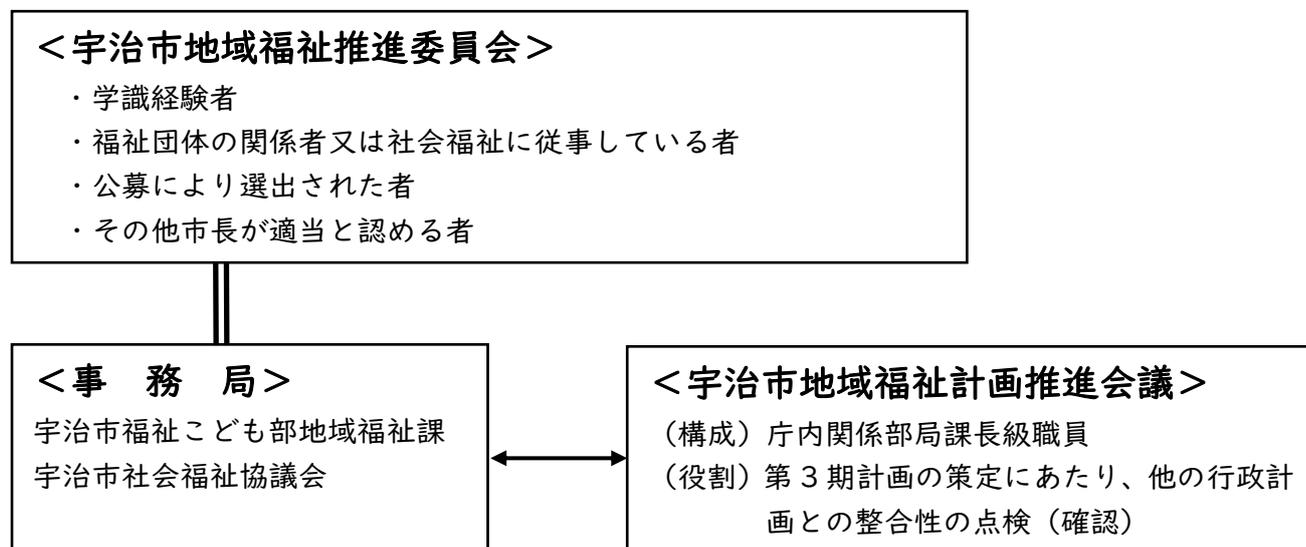
国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行されました。

さらに、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援の強化措置を講ずるとした改正法案が、令和 3 年（2021 年）5 月に可決され、同年 6 月 4 日に公布されました。この改正法は公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行するとされています。

5 計画の策定体制と策定手法

(1) 策定体制

宇治市では、公募委員を含む委員で構成する「宇治市地域福祉推進委員会」を設置しており、第3期計画の策定にあたり同委員会において協議してきました。



(2) 策定手法

次の手法により集約された住民の声や意見等を最重要の基礎資料と位置付け、計画策定過程において住民参加・参画を重視し取り組んできました。

- ①住民3,000人を対象としたアンケートの実施(令和3年1月6日~1月29日)
- ②市民活動団体、福祉関係事業者、NPO、学区福祉委員会等に対するアンケート調査の実施(令和3年1月14日~2月5日)
- ③成年後見制度に関する司法関係者との意見交換等(成年後見制度利用促進基本計画関連)
- ④第3期計画(初案)に関するパブリックコメントの実施(令和3年11月25日~令和3年12月24日)
- ⑤行政内部での検討

6 地域福祉推進における基本的活動エリア

地域福祉推進を図るためには、基本的な活動エリア（＝身近な地域）において、住民が地域福祉活動に積極的に参加できることが重要です。

そこで、第2期計画に引き続き、基本的活動エリアを概ね小学校区とし、実情に応じてよりきめ細やかな活動が実施できるよう重層的なエリアの設定を行い、積極的に地域福祉の推進を図ります。

